

見附市における市立小中学校の適正規模・適
正配置等の目指すべき教育環境に関する基本
的な考え方と実現に向けた方策について

(答 申)

— 資 料 編 —

令和7年 3月19日

見附市立学校配置等検討委員会

目 次

はじめに	2
第1章 見附市の小中学校をめぐる現状と課題	4
1-1 見附市の人口と将来推計	4
1-2 新潟県の小中学校の状況	6
1-3 見附市の小学校の状況	7
1-4 見附市の中学校の状況	9
1-5 小規模校における特色ある取組について	10
1-6 児童生徒数が少なくなることの課題	11
1-7 学校の適正規模に関する関係法令・通知等	13
1-8 見附市の学校施設の状況・財政状況	14
第2章 見附市における望ましい教育環境に関する基本的な考え方・方策	16
2-1 見附市教育大綱	16
2-2 答申の内容について（答申の解説）	18
附録	22
資料1 見附市立学校配置等検討委員会設置要綱	23
資料2 見附市立学校配置等検討委員会委員名簿	25
資料3 諮問書（写）	26
資料4 見附市立学校配置等検討委員会の審議の状況	27
資料5 市立学校配置図	28
資料6 用語解説	29

はじめに

平成の大合併の際、自律の道を選んだ見附市が将来にわたって持続可能なまちであり続けるために、様々な施策が必要となります。そして、この見附市の未来を託す子どもたちには、どんな力を身に付けさせていくべきなのでしょう。さらに、それをより確実に実現していくための学びの場である学校環境はいかにあるべきなのでしょう。

学校は、未来を創る子どもたちがこれからの時代をたくましく生きていく「生きる力」を身につけられるとともに、安全で安心して過ごせる場所であり続けなければなりません。そして、児童生徒が「通いたい」、「通ってよかった」と思い、保護者からは「通わせたい」、「通わせてよかった」と思っていただける場所でなければなりません。

見附市では、これまで全ての学校がそうであることをめざし、様々な教育施策と創意工夫ある教育活動に取り組まれてきました。そして、各学校では『共創郷育』の理念のもと、地域や保護者の皆様とともに地域の特性、個性を生かした特色ある活動を推進し、その結果、各学校のそれぞれの教育環境に応じた学校教育が展開され、一定の評価を受けてきました。

しかし、近年の急激な少子化が全国的に進行し、見附市の児童生徒数が減少しています。また、その傾向は将来にも続いていくことが見込まれています。そのような中、今後もこれまでのままでいいのか、そういう疑問や不安にきちんと向き合い議論すべき段階を迎えているのではないかという声も多々上がっているところです。

見附市は昭和 61 年 4 月 1 日に西中学校が開校し、現在の小学校 8 校中学校 4 校の体制となりました。以来 40 年ほど、学校のあり方そのものや配置等の見直しは行われてきていません。一方、この期間に市の児童生徒数は半分以上にまで減少し、各学校の通常の学級数も大きく減少しており、児童生徒の学校における人間関係が以前よりも限定的になってきているのではないかと推察されます。

また、児童生徒数の減少は教育に携わる教職員数の減少にも繋がります。学校の業務内容は学校規模の大小にはあまり関係しないため、教職員数の減少は教職員 1 人当たりの担当業務の増加と負担の増加に繋がっている面もあります。

特に懸念されるのは中学校です。教科ごとに専門の免許状が必要である中学校においては、免許状を持つ正規の教員を本来必要な人数だけ配置することが難しくなってきており、その結果、学習指導にも大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

さらに、市内の各学校では児童生徒の安全安心の確保に大きく関わる校舎の老朽化が進んでいます。約半数が建築後おおむね 40 年以上が経過しており、そのうち中学校 2 校はまもなく築 50 年を迎えようとしています。

このような課題が顕在化しつつある現状を踏まえ、見附市教育委員会は令和 5 年度に「5 年後 10 年後の教育環境を考える」をテーマとして子育て世代の保護者の皆様や子どもたち自身の声をお聞きするタウンミーティングを 5 回にわたり開催しました。その中で、将来の教育環境の見直しや議論は喫緊の課題であるとの多数のご意見が出されたことを受けて、見附市立学校配置等検討委員会が設置されました。

タウンミーティングでは大規模校と小規模校それぞれの良さや課題、小学校と中学校それぞれが果たしている役割や今後果たしてほしい役割、また、学校を含む教育施設のあり方等たくさんのご意見やご指摘が寄せられました。見附市として目指すべき教育環境づくりには、形を変えなくても工夫して実現できることもあると思います。また一方で、何らかの形を変えることでより実現しやすくなる、そういった工夫もあ

るものと受け止めています。

見附市立学校配置等検討委員会は、市内各地から広く委員の参集を求められ、令和6年5月31日に開催された第1回委員会において、「見附市における市立小中学校の適正規模・適正配置等の目指すべき教育環境に関する基本的な考え方と実現に向けた方策」について、見附市教育委員会より諮問を受けました。そして、令和7年1月30日の第7回委員会まで、学校現場の視察を含め7回の会議によって検討を深めてまいりました。

委員それぞれの立場から、まずは市全体から小学校と中学校のそれぞれについてどのような配置等を目指していくべきかなど、大胆な発想から子どもたちのためのよりよい教育の場づくりと教育の質の保障に対して積極的な意見交換を行い、将来を見据えた議論を重ねてまいりました。

現在、見附市では持続可能なまちづくりを市民の皆様と連携・協働して進めるため、令和3年3月に「第5次見附市総合計画 後期基本計画」を策定し、新しい見附市のまちづくりを進めています。総合計画に描く市の将来像は「スマートウェルネスみつけ～住んでいるだけで健やかで幸せになれるまち～」です。誰もが健康で心豊かに暮らし、いつまでも笑顔でいられるよう、「健幸」・「持続可能性」・「デジタルテクノロジー」の3つの視点から4つの基本目標を定めており、その1つである「人が育ち人が交流するまちづくり」の骨子を「見附市教育大綱」として定め、その実現のための9つの重点プロジェクトに取り組み、様々な施策を展開しています。

見附市の小中学校の現状や多様化する社会情勢を踏まえ、本検討委員会において、将来を担う子どもたちが伸び伸びと学び、個性豊かに力強く成長していくための環境整備や目指すべき教育環境に関する基本的な考え方と実現に向けた方策についての議論を重ねてとりまとめたものがこのたびの答申であり、本資料編は、答申に至るまでの議論に使用した資料や関係情報等をまとめて再掲、補完したものです。

本答申が、より良い教育環境の創造と実現に資するものとして今後の教育関係計画の策定等に活かされることを切に願います。

見附市立学校検討委員会
委員長 遠藤 英和

第1章 見附市の小中学校をめぐる現状と課題

■ 1-1 見附市の人口と将来推計

見附市の人口は、バブル経済期にかかる昭和55年頃から緩やかに増加し、平成7年国勢調査において43,760人のピークを迎えました。その後、現在まで緩やかに減少し、令和2年国勢調査では39,237人となりました。少子高齢化が進行し、現在も人口の減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」と略）によれば、見附市の人口は今後更に減少し令和32年には26,906人（令和2年比△12,331人△31.4%）になると推計されています。

図1 見附市の人口等について（出典：国勢調査）

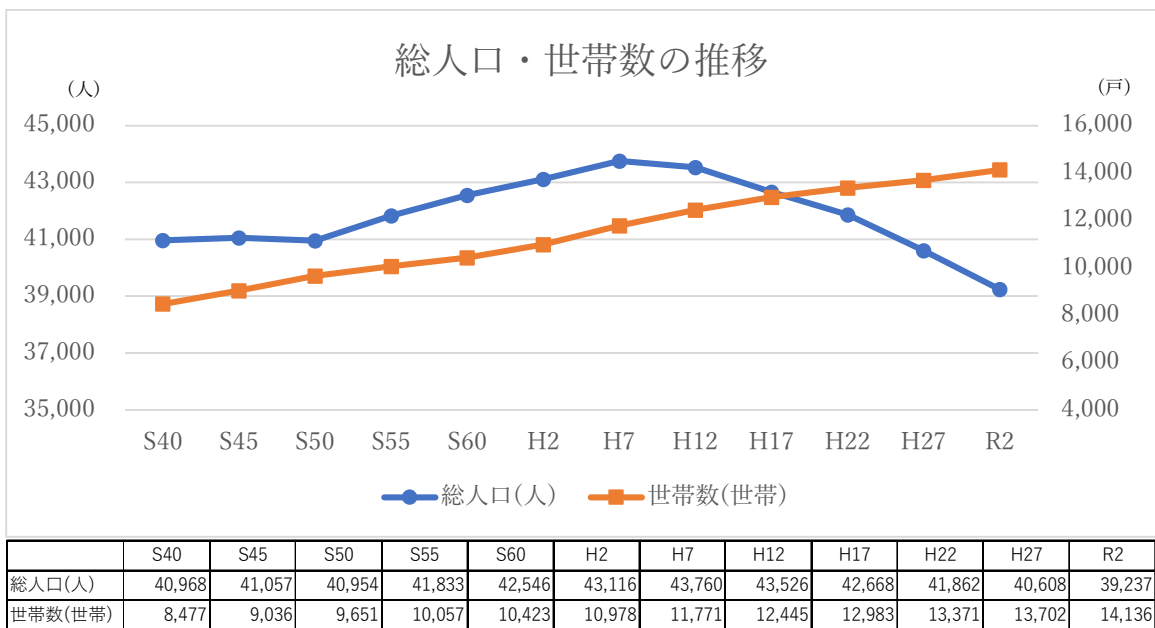


図2 見附市の年代別人口について（出典：国勢調査）

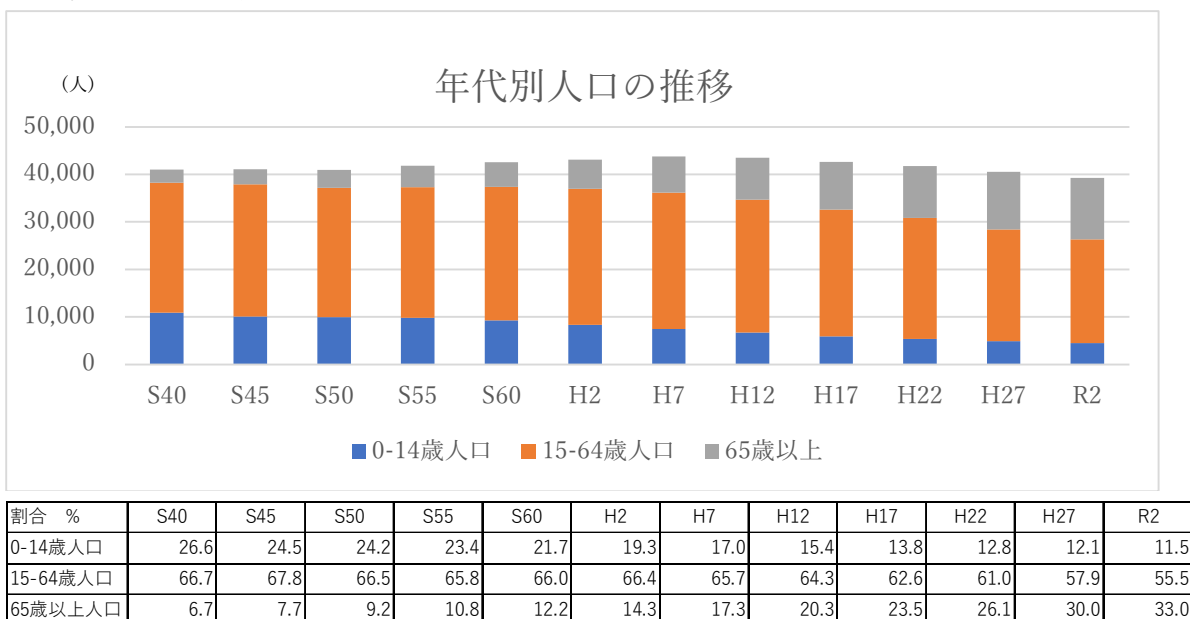
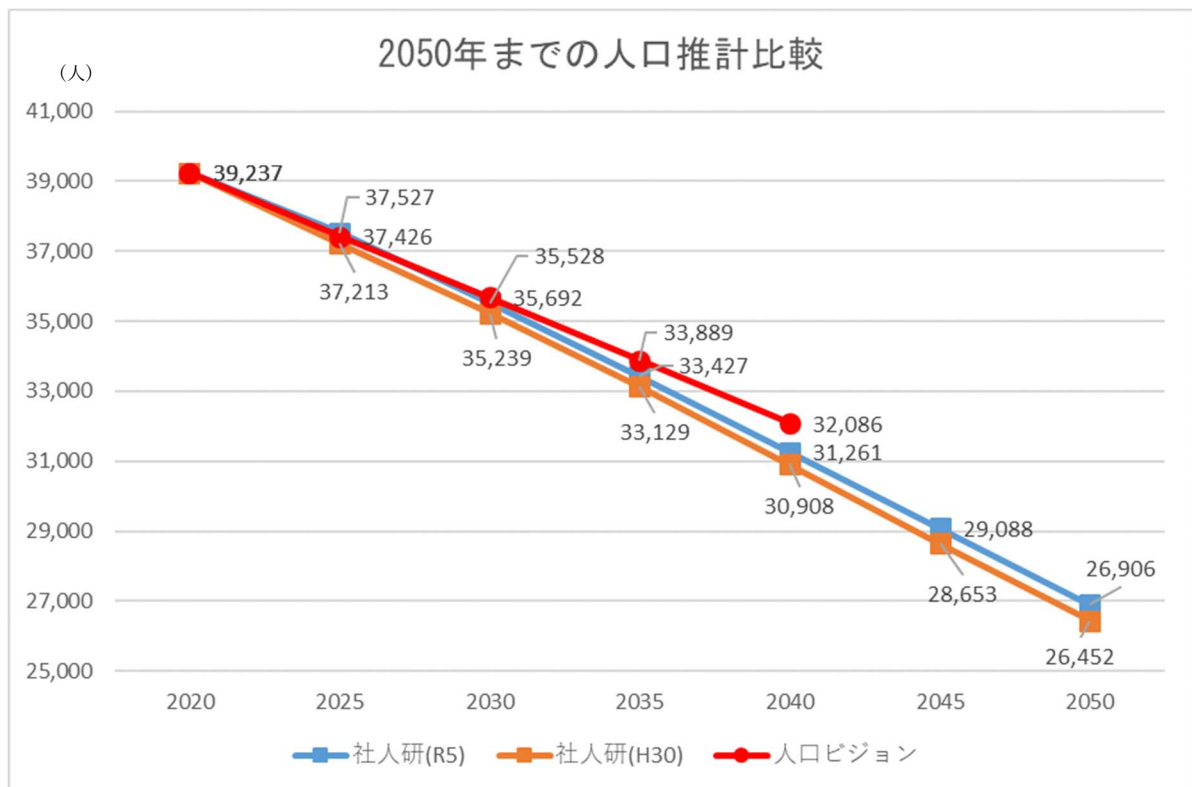


図3 見附市の人口推計 【見附市人口ビジョン】



単位：人

	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
社人研 (R5)	39,237	37,527	35,528	33,427	31,261	29,088	26,906
社人研 (H30)	39,237	37,213	35,239	33,129	30,908	28,653	26,452
人口ビジョン	39,237	37,426	35,692	33,889	32,086		

人口ビジョン：国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基準に、見附市の人口推移及び進捗評価、今後の市の目指すべきまちづくりの方向性を踏まえ、目標値の修正を行い、将来人口の推計を行ったもの（平成27年作成、令和2年改定）

また見附市における出生数は、年間220人（5年平均）程度で推移していますが、減少傾向にあります。見附市における年少人口（0～14歳）は、社人研の推計によると令和32年には2,308人（令和2年比△2,192人△48.7%）になると推計されています。

図4 見附市の出生数の推移

単位：人

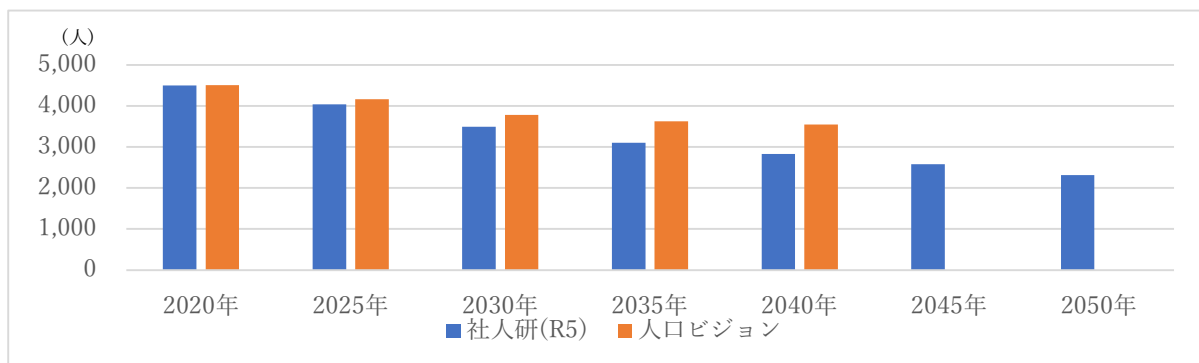
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出生数	306	289	260	252	234	238	224	221	231	190

（出典 新潟県人口移動調査）

図5 見附市の年少人口の推計

単位：人

	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
社人研 (R5)	4,500	4,036	3,493	3,097	2,828	2,580	2,308
人口ビジョン	4,502	4,157	3,780	3,622	3,543		



1-2 新潟県の小中学校の状況

(1) 新潟県の児童生徒数

新潟県全体での小学校の児童数は、平成12年度から令和6年度で36.1%減少しており、見附市では33.5%の減少をしています。

中学校の生徒数は新潟県が平成12年度から令和6年度で41.0%の減少をし、見附市でも同程度の41.9%、4割弱の減少をしています。

図6 新潟県の小中学校児童生徒数の推移

単位：人

児童生徒数	H12	R6	増減	増減率 %
小学校	148,875	95,165	△53,710	△36.1
(見附市)	2,765	1,838	△927	△33.5
中学校	84,473	49,825	△34,648	△41.0
(見附市)	1,602	931	△671	△41.9

(出典：新潟県学校基本調査)

(2) 新潟県の小中学校数

小学校の学校数は新潟県が平成12年度から令和6年度で児童数と同程度の33.3%減少していますが見附市では増減はありません。中学校の学校数は新潟県が平成12年度から令和6年度で13.3%、1割強の減少をしています、見附市では増減はありません。

図7 新潟県の小中学校数の推移

単位：校

学校数	H12	R6	増減	増減率 %
小学校	645	430	△215	△33.3
(見附市)	8	8	0	0.0
中学校	255	221	△34	△13.3
(見附市)	4	4	△0	△0.0

(出典：新潟県学校基本調査)

1-3 見附市の小学校の状況

(1) 児童数・学級数の推移

見附市では、昭和61年度に西中学校が開校し、現在の小学校8校、中学校4校の体制になりました。

小学校の児童数について見た場合、昭和61年度と令和6年度を比較すると、葛巻小学校だけは児童数が増加していますが、他の学校では5割から8割の割合で減少しており、児童数全体としては半減（△52.7%）しています。

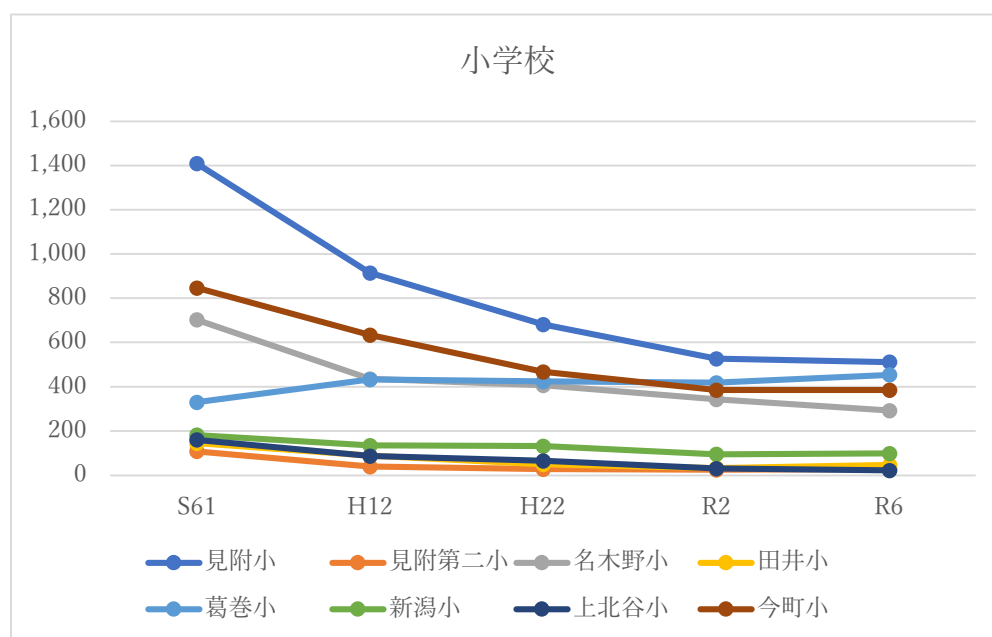
学級数について見た場合、昭和61年度と令和6年度を比較すると、市全体で38学級減少しており、見附小学校1校分が減少したことがわかります。

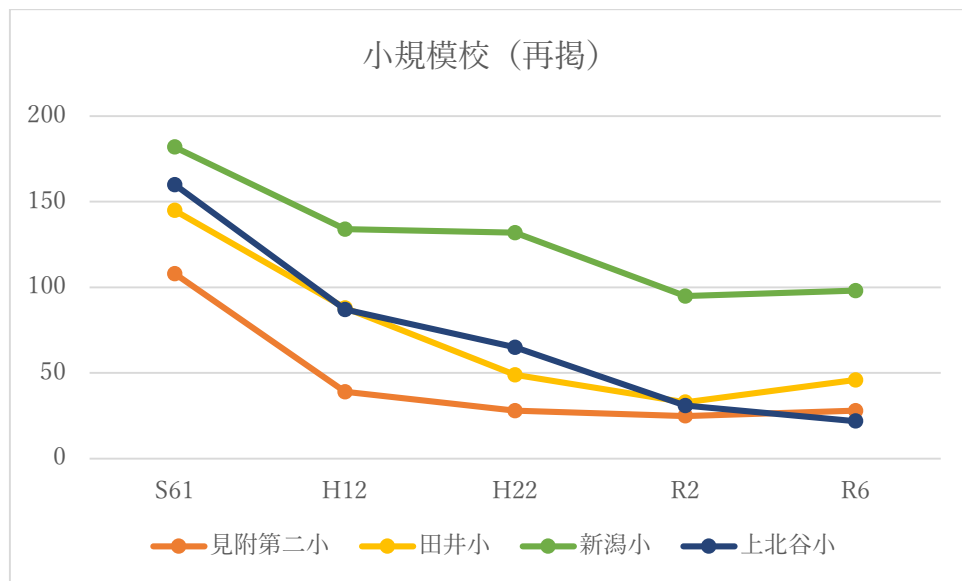
また、見附第二小学校は平成9年度から、田井小学校は平成21年度から、上北谷小学校は平成29年度から複式学級※が編成されています。

※「複式学級」についてはp29参照

図8 見附市の小学校児童数の推移

	児童数					(対 S61 比)		普通学級数		
	S61	H12	H22	R2	R6	増減	増減割合	S61	R6	増減
見附小	1,409	915	681	527	512	△ 897	△ 63.7	34	18	△ 16
見附第二小	108	39	28	25	28	△ 80	△ 74.1	6	3	△ 3
名木野小	703	435	407	343	293	△ 410	△ 58.3	18	11	△ 7
田井小	145	88	49	33	46	△ 99	△ 68.3	6	4	△ 2
葛巻小	330	433	424	418	454	+124	37.6	11	15	4
新潟小	182	134	132	95	98	△ 84	△ 46.2	6	6	0
上北谷小	160	87	65	31	22	△ 138	△ 86.3	6	3	△ 3
今町小	847	634	468	385	385	△ 462	△ 54.5	23	12	△ 11
計	3,884	2,765	2,254	1,857	1,838	△ 2,046	△ 52.7	110	72	△ 38





(2) 今後の見込み

令和5年度生まれの子どもが小学校に入学する時（令和12年）の見込みでは、令和6年度と比べて24.5%の児童数が減少し、名木野小学校ではほとんどの学年で1学級になります。また、見附第二小学校、上北谷小学校では全校児童数が十数人程度まで減少すると見込まれます。

単位：人

図9 見附市の令和12年の小学校児童数の見込

児童数								R6年比(人・%)	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	増減数	増減割合
見附	76	77	67	87	67	54	428	△ 84	△ 16.4
第二	1	2	1	1	3	3	11	△ 17	△ 60.7
名木野	29	30	22	29	32	50	192	△ 101	△ 34.5
田井	3	1	1	8	6	6	25	△ 21	△ 45.7
葛巻	56	62	67	61	63	75	384	△ 70	△ 15.4
新潟	9	11	13	10	17	18	78	△ 20	△ 20.4
上北谷	1	2	3	2	2	4	14	△ 8	△ 36.4
今町	43	40	54	35	62	41	275	△ 110	△ 28.6
計	218	225	228	233	252	251	1,407	△ 456	△ 24.5

単位：学級

図10 見附市の令和12年の小学校の学級数の見込

学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
見附	3	3	2	3	2	2	15
第二	1		1		1		3
名木野	1	1	1	1	1	2	7
田井	1		1		1		3
葛巻	2	2	2	2	2	3	13
新潟	1	1	1	1	1	1	6
上北谷	1		1		1		3
今町	2	2	2	1	2	2	11
計	12	9	11	8	11	10	61

※転入転出転居等の移動状況は考慮していない。

出典：住民記録台帳(R6. 4. 1)

1-4 見附市の中学校の状況

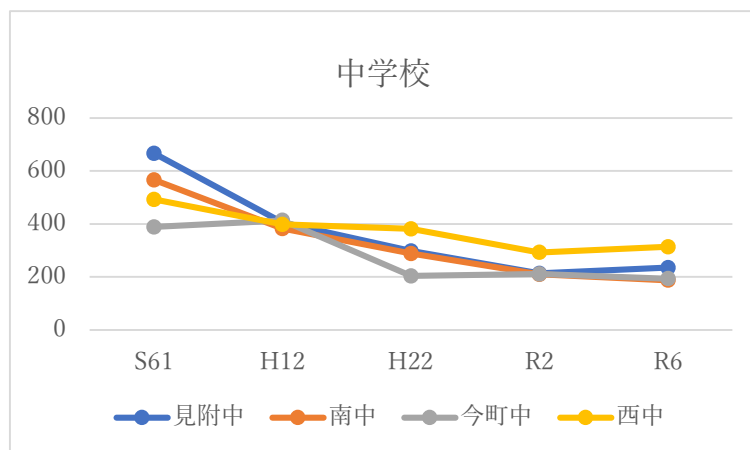
(1) 生徒数・学級数の推移

中学校の生徒数について見た場合、昭和61年度と令和6年度を比較すると、生徒数は半減（△56.0%）しています。中でも見附中学校と南中学校は昭和61年度の約1/3に減少しています。

学級数について見た場合、昭和61年度と令和6年度を比較すると、市全体で22学級減少し、中学校1.5校分が減少したことがわかります。

図11 中学校生徒数の推移

	生徒数					(対 S61 比)		普通学級数		
	S61	H12	H22	R2	R6	増減	増減割合	S61	R6	増減
見附中	667	406	299	214	235	△ 432	△ 64.8	17	7	△ 10
南中	567	383	289	210	188	△ 379	△ 66.8	13	6	△ 7
今町中	389	414	204	211	194	△ 195	△ 50.1	10	7	△ 3
西中	493	399	382	293	314	△ 179	△ 36.3	12	10	△ 2
計	2,116	1,602	1,174	928	931	△ 1,185	△ 56.0	52	30	△ 22



(2) 今後の見込み

令和5年度生まれの子どもが中学校に入学する時（令和18年）の見込みでは、令和6年度と比べて28.8%の生徒数が減少し、南中学校では全ての学年で1学級になると見込まれます。

図12 見附市の令和18年の中学校生徒数の見込

生徒数	単位：人				R6年比(人・%)	
	1年	2年	3年	計	増減数	増減割合
見附	46	48	50	144	△ 91	△ 38.7
南	33	33	26	92	△ 96	△ 51.1
西	96	104	98	298	△ 16	△ 5.1
今町	43	40	54	137	△ 57	△ 29.4
計	218	225	228	671	△ 272	△ 28.8

図13 見附市の令和18年の中学校学級数の見込

学級数	単位：学級			
	1年	2年	3年	計
見附	2	2	2	6
南	1	1	1	3
西	3	3	3	9
今町	2	1	2	5
計	8	7	8	23

※転入転出転居等の移動状況は考慮していない。出典：住民記録台帳(R6.4.1)

1-5 小規模校における特色ある取組について

見附市では、見附第二小学校、田井小学校、上北谷小学校の3校において、少人数の特性を生かした教育を推進するとともに地域とのつながりを大事にした教育活動に取り組み、大きな成果をあげています。

(1) みつばプラン

見附第二小学校、田井小学校、上北谷小学校の3校では、小規模校の振興策としてみつばプランに取り組んでいます。

5年生は大平森林公園での自然教室でEボート体験や自然散策を行います。3、4年生はアルビレックスのコーチによる合同フットサル教室に挑戦します。タブレットを用いたオンライン授業などにも取り組み、3校の友達と意見を交わして交流を深め考えを広げます。

小規模校ならではの特色ある教育活動を行い、社会性を育む取組を進めています。

(2) オープンスクール（小規模特任校制度）

見附第二小学校、田井小学校、上北谷小学校の3校を「オープンスクール」(※)として指定し、小規模、少人数の特性をいかした教育を希望する児童について、他の学区からの通学を認めています。

※「オープンスクール」についてはp30参照。

みつばプラン（三校の合同学習）

自然教室



●自然教室
みつば3校の5年生が大平森林公園で自然教室に参加します。
3校の子どもたちがグループを作り、Eボートを体験したり、自然散策をしたりします。大自然の森の中で3校の子どもたちは「自然」と「仲間」の心に触れます。

フットサル教室



●フットサル教室
みつば3校の3、4年生が上北谷小学校体育館でフットサル教室に参加します。
講師はアルビレックス新潟サッカースクールコーチの皆さんです。前半は仲間と楽しくボールに親しむ活動を行い、後半はチームを編成してミニフットサルゲームに挑戦します。
3校の子どもたちが楽しく身体を動かしながら運動に取り組む親睦を深めます。

オンライン活用授業



●オンライン活用授業
みつば3校の子どもたちがオンラインでつながり、学習を進めます。
学年や学習に応じたテーマを設定し、そのことについて自分の考えを他校の友達に紹介したり、教えてもらったりしながら学びを進めます。オンラインでつながる3校の友達と意見を交わして交流を深め、考えを広げます。

オープンスクール（小規模特任校制度）

小規模のよさを生かしたきめ細やかな指導を希望する場合、他の学区からの転入学が可能。



オープンスクール児童数推移

単位：人

学校	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
見附第二小学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1
田井小学校	0	3	5	5	5	3	4	5	3	2	2	3	4	2	4	4	5	5
上北谷小学校	5	5	6	2	2	0	0	0	0	0	1	1	3	6	7	6	6	6
計	6	9	12	8	7	3	4	5	3	3	4	5	7	8	12	10	11	12

1-6 児童生徒数が少なることの課題

児童生徒数が少なることによって様々な課題の発生が見込まれます。一般的に課題として挙げられるものについて、学校運営、複式学級、教員数の減少の3つの視点から整理すると以下ようになります。

【 学級数や1学級当たりの児童生徒数が少ないことによる学校運営上の課題 】

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 職員定数以上の「加配」なしには（一定数の職員がいないと）、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に対する学びが深まりきらないことがある
- ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

【 複式学級となる場合の課題 】

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

【 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題 】

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に

触れさせることが困難となる

- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある ※
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

⑩※に関する参考基準

県教職員配置基準 単位：学級、人

学級数	小学校	中学校
3	5	8
6	8	11
9	12	16
12	15	21
15	18	24
18	21	30

国社数理英の5教科は週当たり時数も多く、1人体制では難しい。
9教科+5教科+校長・教頭=16人がそろ
う9学級以上が望ましい。

1-7 学校の適正規模に関する関係法令、通知等

小中学校等における教育条件等に関しては、以下のとおり国、県により基準が示されています。その中で、それぞれの地域の実情に応じた学校教育の在り方や学校規模を各自治体が主体的に検討することとされています。

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き H27 文部科学省

(望ましい学級数の考え方)

- ・小学校では、1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましい。
- ・中学校では、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

(通学条件)

- ・公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を定めている。適切な交通手段が確保でき、かつデメリットを一定程度解消できることを前提として、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で各市町村において判断を行うことが適当。

図14 見附市のスクールバス等の運行状況

種別	学校	対象区域	期間など
スクールバス	今町小学校	三林、釈迦塚、沖下関	通年
	南中学校	宮之原、河野、牛ヶ嶺、神保ほか	冬季のみ
	見附中学校	杉沢、堀溝	冬季のみ
タクシー	見附小学校	石地、町屋	冬季・低学年のみ
	新潟小学校	千刈、美里	冬季・低学年のみ
	葛巻小学校	柳橋(1～3区)	冬季・低学年のみ
バス定期券※	上北谷小学校	明晶	冬季・低学年のみ

※バス路線がある場合には定期券の補助をしています

1-8 見附市の学校施設の状況・財政状況

(1) 見附市の学校施設の状況

① 学校施設長寿命化計画について

本市の学校施設は、昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけて建築されたものが多く、令和 6 年現在、築年数が 20 年以上の施設は 8 割を超えており、耐震化は施されているものの老朽化が進んでいます。

また、経年劣化による学校の施設・設備の機能・性能の回復とともに、時代の流れに伴う生活様式の変化やバリアフリー対応への対応が求められてきています。

本市においても、今後老朽化した学校施設の修繕や改築に多額の費用が必要になると考えられており、これらの適正な維持管理について検討すべき時期を迎えていることから、見附市学校施設等長寿命化計画を令和 2 年度に策定し、本市が所有する学校施設を効率的・効果的に維持管理することにより、機能・性能レベルの維持向上と、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることとしています。

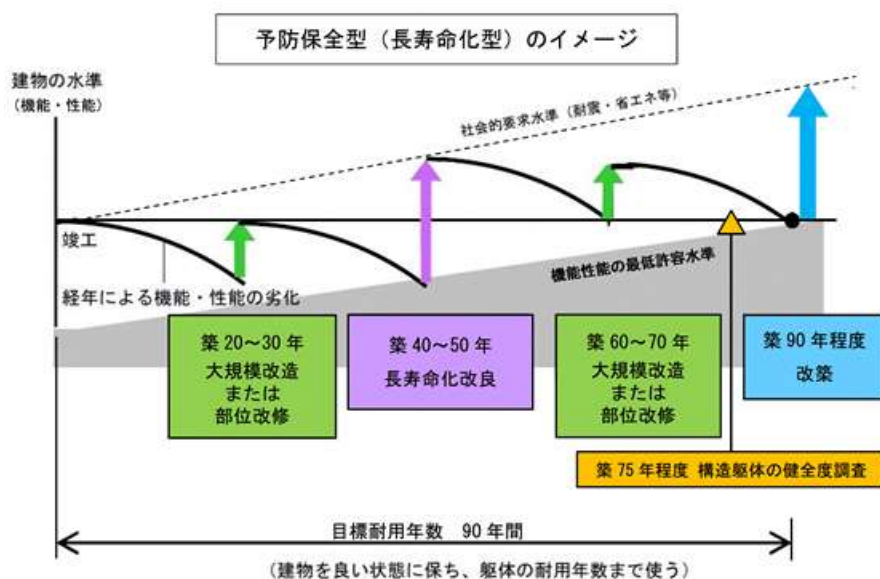


図 15 見附市の令和 6 年における建築状況

	建築年度	R6 築年数		建築年度	R6 築年数
見附小	H5	31	見附中	H元	35
第二小	S56	43	南中	S53	46
名木野小	S49	50	今町中	S51	48
田井小	H5	31	西中	S61	38
葛巻小	H11	25	特別支援	H14	22
新潟小	H8	28			
上北谷小	H14	22			
今町小	H21	15			

名木野小学校は令和 6～7 年度に長寿命化改良工事（予算額 19 億 3,835 万円）を実施する予定。

②維持補修費

施設の老朽化が進んでいることから、維持補修費も年々増加傾向にあります。

図 16 見附市立学校施設の維持補修費の推移

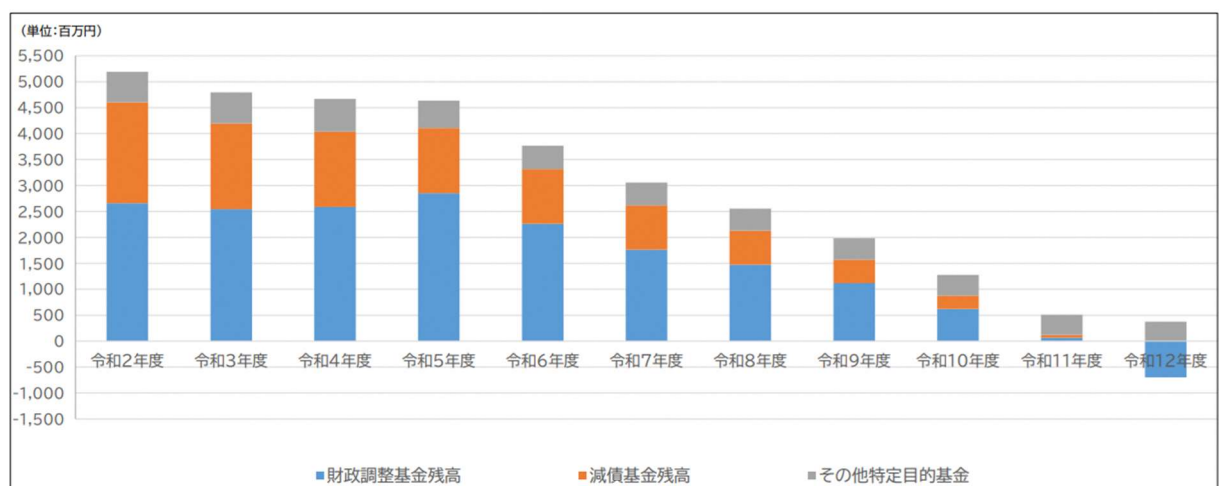
単位：千円

	H12	H20	H25	H30	R4
維持補修費	12,747	20,903	51,385	48,065	48,896

(2) 見附市の財政状況

見附市中長期財政計画では、財政調整基金(※)が令和12年度になくることが見込まれることから、将来にわたって安定した財政運営を可能にする財政体質改善の取組を加速していく必要があります。

図17 見附市の中長期財政計画（R6.4更新）



単位:百万円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	実績額	実績額	実績額	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額	見込額
財政調整基金残高	2,657	2,545	2,587	2,853	2,262	1,765	1,475	1,118	622	67	▲ 699
減債基金残高	1,946	1,654	1,454	1,254	1,054	854	654	454	254	54	0
その他特定目的基金	588	598	629	529	449	437	425	413	401	388	376
合 計	5,191	4,796	4,670	4,636	3,766	3,056	2,554	1,985	1,277	510	▲ 322

※財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て置く基金のことで、災害などの不測の事態に備え、財源に余裕がある年度に積み立てておく。

第2章 見附市における望ましい教育環境に関する基本的な考え方・方策

2-1 見附市教育大綱

見附市は、持続可能なまちづくりを市民の皆様と連携・協働して進めるため、令和3年3月に「第5次見附市総合計画 後期基本計画」（R3～R7）を策定し、新しい見附市のまちづくりを進めています。総合計画に描く市の将来像は「スマートウェルネス みつけ～住んでいるだけで健やかで幸せになれるまち～」です。誰もが健康で心豊かに暮らし、いつまでも笑顔でいられるよう、「健幸」・「持続可能性」・「デジタルテクノロジー」の3つの視点から4つの基本目標を定めています。

基本目標の1つである「人が育ち人が交流するまちづくり」では、「ふるさと見附を愛する子ども」・「世に役立つことを喜びとする子ども」の育成を目標に掲げ、その達成のために「子育て環境の充実に努めます」・「たくましく生きていく「生きる力」を育成します」・「地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」・「快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」の4つ基本施策を定め、これをもって「見附市教育大綱」としています。

見附市教育大綱

〈基本理念〉

- ・ ふるさと見附を愛する子どもの育成を目指します
- ・ 世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します

〈基本施策〉

- (1) 子育て環境の充実に努めます
- (2) たくましく生きていく「生きる力」を育成します
- (3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます
- (4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します

◎ 基本施策の内容

(1) 子育て環境の充実に努めます

本市の令和2年4月1日における0～17歳の人口は、5,602人となっており、第5次見附市総合計画前期基本計画策定時から5年間で500人余り減少しています。また、少子化傾向は今後も続くものと予測されます。

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となってきました。

全ての子どもがのびのびと健やかに成長し、保護者の子育てに対する悩みや不安が解消されるように、安心して子育てができる環境の整備と支援事業を推進し、子育てしやすいまちづくりの実現に取り組みます。

(2) たくましく生きていく「生きる力」を育成します

0歳から18歳までの成長を健康、食、自立、社会性の育成等の観点から捉え、学校・園・保護者・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもの健やかな育ちに向けて一貫した切れ目のない支援を行い、子どもたちの「心柱（しんばしら）」、「生きる力」を育てます。

(3) 地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます

学校と家庭、地域の連携を強化し、教育の質の向上を図るとともに、子どもの育ちに「総がかり」で関わる仕組みの構築を目指します。「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働本部事業」の推進と「学校評価の充実・改善」、「教育の日」・「スクールアカウンタビリティ」などを通して、地域とともにある学校・園づくりを進め、学校等のマネジメント力の強化を図ります。

また、ふるさとの歴史や自然・文化の保護・活用に努め、ふるさと見附への愛着と誇りを深める教育を推進します。

(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します

児童・生徒の安全確保など安心安全で快適な学びの空間づくりを推進します。特に、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちを育てる「共創郷育」を推進して、ふるさとに根差した豊かな教育環境の整備に努めます。

また、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう効果的な支援の拡充を図ります。

(第5次見附市総合計画後期基本計画 第5章 基本目標4 抜粋)

「教育大綱」とは、地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項）

2-2 答申の内容について（答申の解説）

見附市立学校配置等検討委員会は、これからの少子化時代における教育環境の変化等を考慮しながら、教育活動のより一層の活性化を目指し、見附市の子どもたちにとって目指すべき教育環境を実現するため、将来を見据えた目指すべき教育環境に関する基本的な考え方や実現に向けた方策について議論を重ね、本答申をまとめました。

本答申に至るまでには様々な視点から幅広い議論が展開され、見附市教育大綱の精神に立脚しつつもこれからの教育をより充実させるための基本的な考え方を再整理し、その実現に向けたアイディア等を出し合って検討を重ねました。

1 目指すべき教育環境に関する基本的な考え方

見附市の良さを活かしながら、地域と学校が共に協力して今日的な課題に対応した構想のもとに児童生徒を育てることができるようにする。

そのため、見附市立学校整備の基本方針を一部修正し（※）、児童生徒が未来の創り手として資質・能力を育むことができるような教育環境を目指すことが望ましい。

【解説】 見附市がこれまで行ってきた地域と学校が共に協力しながら児童生徒を育てていく「共創郷育」を大切にするとともに、コンパクトな見附市の良さを活かした教育環境を整備することで今日的な課題に対応していく。

昭和40年代に作成された「見附市学校整備の基本方針」を今の時代にあわせて修正し、未来の創り手としての児童生徒が一層それぞれの資質・能力を身に着けることができるような学校配置等を検討し統合整備を行うことで市の目指すべき教育環境を実現する。

（※）見附市立学校整備の基本方針の一部修正

現 行 見附市立学校整備の基本方針

- (1) 小学校は地域住民の心のよりどころとして、児童数の極減により、複式学級とならない限り、内容を整備して温存する。
- (2) 中学校については、その特性にかんがみ、適正規模に統合整備して、教育効果の向上をはかる。

↓

変更後 見附市立学校整備の基本方針

- (1) 共創郷育をより着実に推進できるように、コンパクトな見附市の良さを活かした学校配置等を検討し統合整備を行う。その際に、児童生徒の多様性に対応できる学びの場の確保と教育の質を保障するため、小規模で特色のある教育を受けることのできる環境の整備も大事にするように努める。
- (2) 小学校は、児童が社会性、協調性等を育むことができるように、多様な見方・考え方を活かして共に学びあう一定規模の学習集団を確保できるよう統合整備を行う。
- (3) 中学校は、教育効果の向上と教育の機会の確保を図るため、可能な限り専門教科教員を配置することができるよう統合整備を行う。

【解説】 見附市が大切にしてきた児童生徒が多様な見方・考え方を活かして学びあう場を保障するため、小規模で特色のある教育を受けることのできる環境についても大切にします。

小学校においては、「地域住民の心のよりどころとして」ではなく「子どもの教育環境を主体に考える」とし、社会性、協調性等を育むことができるように、一定規模の学習集団を確保できるよう統合整備をすすめる。

中学校については、教育効果の向上と教育の機会の確保を図るため、できるだけ専門教科教員を配置することができるような規模を考慮して統合整備をすすめる。

2 目指すべき教育環境の実現に向けた方策

- (1) できるだけ早期に、柔軟な学区の見直しを行い、統廃合を行うことで、持続可能な教育環境を実現するための規模に集約すること

【解説】 急速な少子化と施設の老朽化を勘案して、できるだけ早期に統廃合を行うことで、目指すべき教育環境の構築をするものとする。規模については文部科学省の標準的な規模を基本とするが、地域の事情を反映できるよう「持続可能な教育環境を実現するための規模」とした。

- (2) 共創郷育による小学校と中学校が連携した一貫教育をより着実に推進できるよう、小中学校の学区について検討し見直しを行うこと

【解説】 「ふるさと見附を愛する子ども」を地域と学校が共に協力しながら育てていけるような小中学校で連続した教育ができるよう、小中学校の学区の見直しを行うこととした。特に現行の見附小学校区の中学校進学先については配慮が必要と考える。

- (3) 現在のオープンスクール制度に加えて、複式学級のある小規模校から中大規模校への通学を可能とするなど、多様な学びの場を選べるような環境を整備すること

【解説】 小規模校への学区外就学だけでなく、複式学級のある小規模校から中大規模校への通学を可能とするなどの取組を行うことで多様な学びの場を選択できるよう環境の整備を行うこととした。

- (4) 小中学校の再配置等は、児童生徒の負担や安全安心の確保に努め、地域事情を考慮した通学条件と通学手段を確保すること

【解説】 統廃合により児童生徒の自宅から学校まで通う距離が延びることが予想されることから、冬季でも子どもたちが安全安心に学校に通えるよう、スクールバス等の整備を行うこととした。

- (5) 少子化の進捗状況を踏まえ、教育委員会は統廃合に向けた計画等を作成し、市民に対し丁寧な説明を行うこと

【解説】 地域における学校の存在は大きいことから、教育委員会は「子どもの教育環境を第一に考える」だけでなく、児童生徒および未就学児の保護者の声を聴き、市民に対して丁寧な統廃合計画等の説明を行うこととした。

3 附帯事項

- ① 学校施設の集約を行うことで、安全安心に学べる施設へ更新してもらいたい。あわせて長寿命化計画の見直しをすすめていく必要がある。

【解説】 施設を集約することで、学校の維持管理経費を抑えることが期待できるため、安全安心で学べることだけではなく時代に沿った施設環境の整備をしてほしい。また老朽化の進む学校施設の長寿命化計画については、学校配置等計画を踏まえた計画に見直して、施設の有効利用や維持管理費の削減をしてほしい。

- ② 中学校の統廃合については、小学校にも大きな影響を与えることから、総合的・一体的に判断して統廃合計画を策定してもらいたい。

【解説】 中学校の統廃合については、小学校にも大きな影響を与えることから、総合的・一体的に判断した統廃合計画を策定して、地域の声を聞きながら安心して進学できる環境を整えてほしい。

- ③ 学校を含む施設を集約することで魅力的な学校づくりを行ってもらいたい。

【解説】 ただ単に学校施設を集約するのではなく、お互いに成長できるような子どもたちにとって魅力的な学校づくりをしてほしい。

- ④ 学校を含む施設を集約したあとの子どもの居場所を確保してもらいたい。

【解説】 子どもたちが集う場所の整備や学童クラブの開設時間を柔軟に見直すなど、子ども施策を充実することで市民はもとより「子育てするならみつけ」と市外からの転入者をよびこむような地域全体で子育てを支える環境をつくる施策を実施してほしい。

- ⑤ 見附市らしい地域に寄り添った魅力ある教育に取り組んでももらいたい。

【解説】 歴史や文化、伝統が失われないよう地域の伝統行事などを継承して、地域と学校が共に協力しながら子どもたちを育てていく共創郷育をより一層すすめて、引き続き「ふるさと見附を愛する子ども」を育てる体制を作してほしい。

- ⑥ 学校統合後の空き校舎等については、どのように利用していくか検討し、地域が元気になるまちづくりを進めてもらいたい。

【解説】 地域の拠点である学校が空き校舎のまま廃れていくことのないよう、地域活動や防災の拠点、生涯学習や多様な学びの場など、地域住民や子どもたちが元気になれる場所として地域連携により地域住民の生活を支える施策を検討してほしい。

- ⑦ 統廃合計画を待たずに実現可能な施策は速やかに実施してもらいたい。

【解説】 統廃合には計画の策定、実施まである程度の時間が必要となることが予想されるが、現在の運用の中で実施可能な施策はできるものから速やかに実施してほしい。

附錄

資料 1 見附市立学校配置等検討委員会設置要綱

資料 2 見附市立学校配置等検討委員会委員名簿

資料 3 諮問書（写）

資料 4 見附市立学校配置等検討委員会 開催経過・審議内容

資料 5 小中学校配置図

資料 6 用語解説

見附市立学校配置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 見附市立学校（以下「学校」という。）の適正配置、適正規模その他目指すべき教育環境の整備に向けた取組に関して、広く市民等の意見を聴取し、総合的な検討を行い、必要な提言を得るため、見附市立学校配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討並びに教育長及び見附市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ意見を述べるものとする。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置（統廃合、通学区域その他配置等に関係する事項）に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域関係者
- (3) 保護者
- (4) 学校関係者
- (5) 公募により選任された者

3 委員が欠けたときは、必要によりこれを補充することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に開く会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金の支給)

第8条 委員には、予算の範囲において謝金を支給する。

(公開)

第9条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が見附市情報公開条例(平成11年見附市条例第20号)第6条各号に定める非公開情報を含む又は含むおそれのあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な開催に著しい支障が生じると認められるとき。

(守秘義務)

第10条 委員及び委員会に出席した者は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

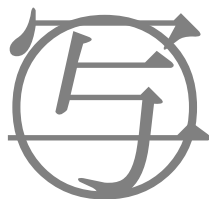
見附市立学校配置等検討委員会

No	委員区分	氏名	所属等
1	学識経験者	遠藤 英和	元新潟大学教職大学院特任教授
2	地域関係者	坂田 康之	見附小CS/まちなか西コミュニティ
3		保科 英明	葛巻小CS/葛巻コミュニティ
4		鈴木 そうこ	今中CS/今町まちなかコミュニティ
5		山田 貴一	名木小CS/まちなか東コミュニティ
6		梅本 順悦	田井小CS/北谷南部コミュニティ
7	保護者	井上 いずみ	南中学校PTA幹事
8		大橋 仁	新潟小学校PTA会長
9		三本 健志	西中学校PTA会長
10		高井 大治郎	今町小学校PTA会長
11		目黒 利勝	第二小学校PTA会長
12		武石 亜矢子	
13		岡山 せい子	
14	学校関係者	後藤 正美	見附小学校校長
15		今井 渉	見附中学校校長
16	公募市民	小山 源之輔	
17		小林 美貴	
18		小尾 明宏	

CS：コミュニティスクール（学校運営協議会）

事務局

教育長	渡邊 茂夫	
教育総務課長	近藤 芳生	
学校教育課長	佐藤 昌弘	



教総 第 54 号
令和 6 年 5 月 31 日

見附市立学校配置等検討委員会 様

見附市教育委員会
教育長 渡邊 茂夫

諮 問 書

見附市立小中学校の目指すべき教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

見附市における市立小中学校の適正規模・適正配置等の目指すべき教育環境に関する基本的な考え方と実現に向けた方策

諮問理由

市の児童生徒数は、ピーク時である昭和 57 年(1982)度の 6,194 人から、令和 5 年(2023)度では 2,813 人と、およそ 40 年間で半数以下(△54.6%)にまで減少しています。また今後の年少人口推計は令和 2 年から 10 年間でさらに約 2 割強、30 年間で約 5 割弱の減少という急激な少子化が見込まれています。

学校教育では、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童生徒一人ひとりが資質、能力を伸ばしていくことが重要であり、その一方で、児童生徒一人ひとりの多様性に対応できる教育環境づくりも重要です。

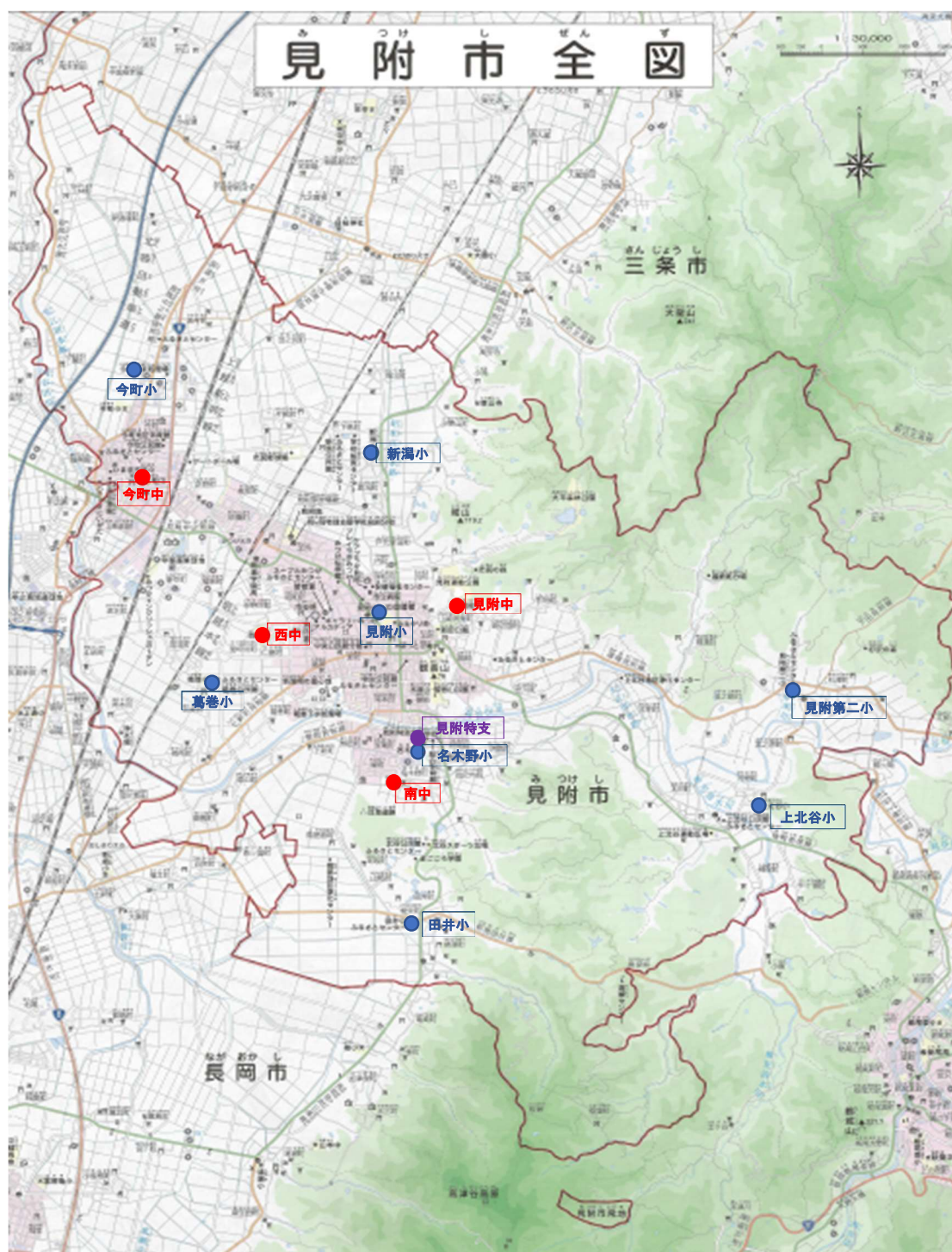
これらの状況を踏まえ、今後の教育環境の変化等も考慮しながら、教育活動のより一層の活性化を目指し、見附市の子どもたちにとって目指すべき教育環境を実現するため、将来を見据えた市立小中学校の適正規模・適正配置等の考え方と実現に向けた方策について、答申いただきますようお願い申し上げます。

見附市立学校配置等検討委員会の審議の状況

令和 6 年 5 月 31 日(金)	第 1 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 学校配置等検討委員会の運営について ・ 市立小中学校の現状について
令和 6 年 6 月 27 日(木)	見附市立学校配置等検討委員会現地視察会 市立学校 3 校現地視察 (見附小学校・見附第二小学校・西中学校)
令和 6 年 6 月 27 日(木)	第 2 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 市の取組について
令和 6 年 7 月 29 日(月)	第 3 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 課題の確認・意見交換① (第 1 回グループ協議)
令和 6 年 9 月 27 日(金)	第 4 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 前回までの振り返り ・ 課題の確認・意見交換② (第 2 回グループ協議)
令和 6 年 10 月 29 日(金)	第 5 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 方向性の検討①
令和 6 年 11 月 29 日(金)	第 6 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 方向性の検討②
令和 7 年 1 月 30 日(木)	第 7 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 答申案について
令和 7 年 3 月 19 日(水)	第 8 回 見附市立学校配置等検討委員会 ・ 答申



見附市立学校配置図



◆◆ 用語解説 ◆◆

「複式学級」

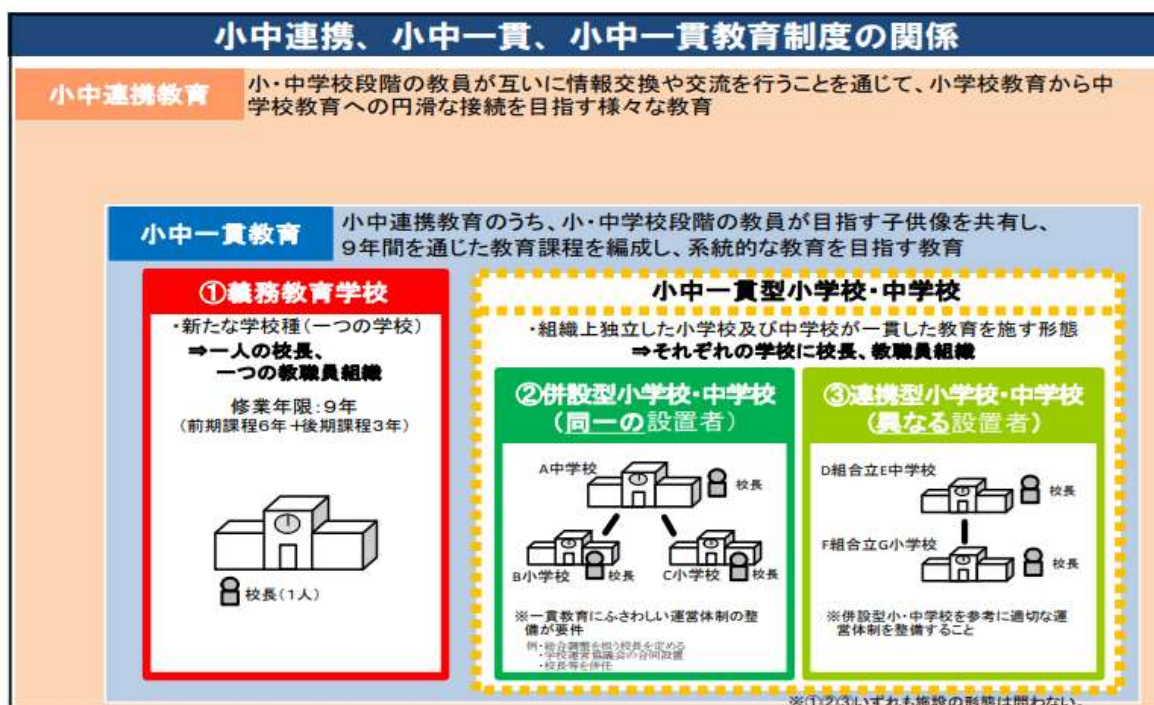
複式学級とは、2つ以上の学年で構成される学級のことで、小学校の場合は2つ以上の学年を合わせても16人以下(1年生を含む場合は、8人以下)となる場合に編制され、中学校の場合は8人以下となる場合に編成される。

通常は、異なる学年の児童が1つの教室で1人の先生から同時に授業を受けるため、一方の学年が指導を受けている間、もう一方の学年は自習課題等を行うことになる。



「小中一貫教育」

小学校と中学校の9年間を一体的に考えて教育を行うこと。同一設置者による併設型、小学校・中学校による連携型などがある。



「オープンスクール（小規模特任校制度）」

「学校教育法施行令」の規定により、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合のほか、市町村教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てにより、市町村内の他の学校に指定を変更することができる。

見附市では、少人数の特色を生かした教育活動に取り組んでいるオープンスクールに指定された学校（見附第二小、田井小、上北谷小）に他の学区から就学を希望する児童の通学を認めている。

「部活動地域移行」

部活動の地域移行とは、これまで教員が担ってきた部活動の指導を地域の団体や事業者に移行すること。部活動を地域の活動に位置づけることで、教員の負担軽減と子どもたちの教育の質の向上を目指す取り組み。

教員の働き方改革の一環として、地域の人材が部活動の指導を行うことにより、教員への負担を減らすことで、より授業へ注力しやすい環境を作ることを目指している。

「コミュニティスクール（学校運営協議会）」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定による「学校運営協議会制度」を導入している学校のこと。保護者や地域の人々が一定の権限と責任を持って学校運営について参画する仕組みで、学校と地域との連携・協働関係の強化を通じて、より質の高い教育を実現しようとする制度。

